【別紙2】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 又は第4号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、 次のとおり公表します。

担当課	契約の内容 (契約名称)	契約締結日	契約金額 (円)	契約の相手方氏名又は名称	随意契約によることとした理由
魅力創造発信課	広報もりぐち配布業務委託(4月~6	令和7年4月1日	4,542,192 円	公益社団法人守口市シルバー	地方自治施行令第 167 条の2第
	月)			人材センター	1項第3号に規定するシルバー
				理事長 川部 政彦	人材センターであり、本業務の履
					行が可能であるため。